

# 《 事務所ニュース 2024年2月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101

TEL / FAX 04-7103-8252

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 自然災害時の事業運営における労働基準法等の取扱いに関するQ&A (厚労省まとめ)

令和6年能登半島地震の被災状況に関する報道が続いています。今回、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。地震が生じた場合、その影響による休業や解雇、賃金の支払等について、どのように判断するか問題となります。

厚労省が1月5日にまとめたQ&AのWebをご紹介します。

自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いなどに関するQ&A (R6/1/5)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001186969.pdf>

また、災害用伝言ダイヤル(被災地の方の電話番号を利用して、安否などの情報を音声で登録・確認できるサービス)の利用方法等、万が一自然災害が生じた場合の取り組みを再確認しましょう。

### 改正施行目前！

#### 4月以降の労働者募集に関する注意点

##### ◆募集時等に明示すべき

労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが厚生労働省ホームページで示されています。

この明示すべき労働条件の追加は、求人者の申込みの際に明示しなければならない労働条件としても追加されますので、注意が必要です。

##### ◆追加される明示事項は？

具体的には「就業場所」として、「雇入れ直後」の

ものと「変更の範囲」を求人広告等に記載することとなります。「業務の変更の範囲」についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」(通算契約期間または更新回数の上限を含む)も明示しなければなりません。

##### ◆「変更の範囲」はどこまで想定して書けばよい？

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

##### ◆スペースに書ききれない場合はどうする？

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

【厚生労働省「令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)

### 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行